

－阪神国際港湾株式会社－

コンテナ集貨事業の業務委託料について、取扱個数の増加分の算出を誤ったため支払額が過大

1 件 不当金額(支出) 2 億 0 0 6 5 万円

1 コンテナ集貨事業の概要

阪神国際港湾株式会社は、平成26年度から、大阪、神戸両港(阪神港)におけるコンテナ貨物の取扱個数の増大及び外航コンテナ航路の維持・拡大を図ることを目的として、西日本等諸港のコンテナ貨物を新規に又は他港から転換して阪神港に集貨する事業(コンテナ集貨事業)を外航コンテナ船社等(事業者)に委託して実施している。そして、コンテナ集貨事業の実施に当たり、国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金交付要綱に基づき、国土交通省から国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金の交付を受けている。

会社は、毎年度、「阪神港の集貨事業募集実施要領(共通事項)」等を策定して、26、27両年度のコンテナ集貨事業についてはそれぞれ前年度、28年度以降のコンテナ集貨事業については26年度から前年度までの各年度のうちコンテナ貨物の取扱個数(1TEU^(注)当たり^(注)に換算した個数)が最も多い年度(これらを「比較対象年度」)と比べて、取扱個数が増加することが見込まれるものを委託の対象として募集することとしている。業務委託料は、比較対象年度からの取扱個数の増加分に1TEU当たりの契約単価を乗じた額とされており、会社は、事業者と契約単価について協議して合意した上で業務委託契約を締結することとしている。そして、当該委託業務の完了時に、会社は、比較対象年度からの取扱個数の増加分に契約単価を乗じて算定した業務委託料等を記載した事業実績報告書を事業者から提出させ、これを確認して業務委託料を支払うこととしている。

会社は、コンテナ集貨事業として、(1)27年度にオリエントオーバーシーズコンテナラインリミテッド日本支社(00CL)に1契約40事業を契約金額3億0182万円(国庫補助金交付額1億5090万円)で、また、(2)29年度にNYK Container Line株式会社(NYK)に1契約8事業を契約金額4億8660万円(国庫補助金交付額2億4226万円)でそれぞれ委託して実施しており、契約金額は計7億8842万円(国庫補助金交付額計3億9317万円)となっている。

(注) TEU Twenty-foot Equivalent Unit(20フィート換算数量)。長さの異なるコンテナの合計取扱量を計算するため、長さ6.058m(20フィート)のコンテナに換算した場合のコンテナ個数の単位

2 検査の結果

会社は、00CLから(1)の委託業務の完了時に、40事業における取扱個数の増加分計45,661TEUに契約単価を乗じて業務委託料を3億0182万円とした事業実績報告書が提出されたことから、これを確認して同額を00CLに支払っていた。また、会社は、NYKから(2)の委託業務の完了時に、8事業における取扱個数の増加分計18,596TEUに契約単価を乗じて業務委託料を4億8660万円とした事業実績報告書が提出されたことから、これを確認して同額をNYKに支払っていた。

しかし、00CLは、27年度の取扱個数から比較対象年度である26年度の取扱個数を差し引くべきであるのに、誤って27年度の取扱個数から比較対象年度である26年度における取扱個数の増加分を差し引くなどしていたことから、7事業で取扱個数の増加分を計1,479TEU過大に算出していた。また、NYKは、29年度の取扱個数から比較対象年度である28年度の取扱個数を差し引くべきであるのに、誤って29年度の取扱個数から比較対象年度である28年度における取扱個数の増加分を差し引いていたことから、3事業で取扱個数の増加分を計7,382TEU過大に算出していた。

そこで、適正に算出した取扱個数の増加分により適正な業務委託料を算定すると、(1)は2億8981万円(国庫補助金相当額1億4490万円)、(2)は2億9796万円(同1億4834万円)となり、(1)の業務委託料3億0182万円(国庫補助金交付額1億5090万円)及び(2)の業務委託料4億8660万円(同2億4226万円)は、これに比べて、それぞれ(1)1201万円(国庫補助金相当額600万円)及び(2)1億8864万円(同9391万円)、計2億0065万円(同9992万円)過大となっていて不当と認められる(前掲147ページ参照)。